千葉市公告第４６８号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告します。

令和８年６月１２日

千葉市長　神　谷　俊　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　ベイフロント蘇我

所在地　千葉市中央区川崎町５７番５

千葉市中央区川崎町５７番１の一部

千葉市中央区川崎町５７番９の一部

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　称　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

代表者　代表取締役　近藤　禎一郎

所在地　東京都港区港南１丁目２番７０号

３　変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名称　：ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

代表者：代表取締役 成瀬 明弘

（変更後）名称　：ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

代表者：代表取締役 近藤 禎一郎

４　変更の年月日

２０２６年４月１日

５　変更する理由

代表者変更のため

６　届出の年月日

令和８年４月２８日

７　縦覧場所

千葉市中央区千葉港１番１号　千葉市経済農政局経済部産業支援課

８　縦覧期間及び時間

（１）縦覧期間

令和８年６月１２日から令和８年１０月１２日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（２）時間

午前９時から午後５時まで